

船舶事故調査報告書

平成29年7月20日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（防波堤）
発生日時	平成28年8月12日 00時50分ごろ
発生場所	関門港 若松 ^{どつかい} 洞海湾口防波堤灯台から真方位289°7m付近 (概位 北緯33°56.5′ 東経130°51.0′)
事故の概要	プレジャーボート ^{ヤマト} YAMATOは、南東進中、防波堤に衝突した。
事故調査の経過	平成28年8月12日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート YAMATO、2.3トン 290-61311福岡、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（船長）
損傷	船首部の圧壊、船底外板の亀裂（全損）
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣りを終えて関門港若松第5区を約10.8ノットの対地速力で南東進した。</p> <p>船長は、関門航路第10号灯浮標（灯質：群閃赤光、毎6秒に2閃光、以下「本件灯浮標」という。）の南側を通航しているつもりでいたところ、洞海湾口防波堤に衝突した。</p> <p>船長は、4日前に取り替えたGPSプロッターの画面が明るかったものの、輝度を下げる方法が分からず、見張りの妨げになっていたので、同画面が視界に入らないような姿勢で操船に当たり、同画面を見ていなかった。</p> <p>船長は、本件灯浮標から目を離していた間に本船の船首が若松洞海湾口防波堤灯台（灯質：等明暗赤光、明2秒暗2秒、以下「本件灯台」という。）に向いており、本件灯台の灯光を本件灯浮標の灯光と誤って航行していたことを本事故後に知った。</p>
分析	<p>本船は、関門港を南東進中、船長が、本件灯台の灯光を本件灯浮標の灯光と誤認していることに気付かなかったことから、本件灯台の南側を通航し、洞海湾口防波堤に衝突したものと考えられる。</p> <p>本件灯台の灯質と本件灯浮標の灯質には差異があり、船長は、灯質の違いを知らなかったことから、本件灯台の灯光を本件灯浮標の灯光と誤認していることに気付かなかった可能性があると考えられる。</p>
原因	本事故は、夜間、船長が、本件灯台の灯光を本件灯浮標の灯光と誤認したため、本件灯台の南側を通航し、本船が洞海湾口防波堤に衝突

	したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 航行予定海域の航路標識の灯質を確認しておくこと。・ 航海機器の操作に慣れておくこと。